|  |
| --- |
| ・住居表示実施区域内（裏面参照）で建物を新築または改築する場合、申請建物の**棟上げ日前まで**に、この申請書を生活総務課へ提出してください。・棟上げ後に現地調査を行い、竣工予定日の約１ヶ月前をめどに、住居表示の決定をお知らせします。（調査から決定まで**最低２週間程度**かかります。）・秋田市ホームページでは**電子申請**も受け付けております。 |

受付No.

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　付 | 現地調査 | 通　知 |
| 月　　日 | 月　　日 | 月　　日 |

住居表示申請書

（宛先）秋　田　市　長

|  |  |
| --- | --- |
| ※以下の太枠内をご記入ください。 | 申請日　　　年　　 月　　日 |
| 申請人（建築主）　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （電話　 　　　　　　　　　 ） |
| ※代理の場合または連絡先が上記と異なる場合は、こちらもご記入ください。　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名（担当者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話　 　　　　　　　　　 ） |

　秋田市住居表示に関する条例第３条第１項の規定により、以下のとおり申請します。

|  |
| --- |
| 建物概要（１，３は該当する者に○をしてください。） |
| １ | 新築　・　改築（建替含む） |
| ２ | ふりがな |  |
| 氏名または施設名称 |  |
| ３ | 用　　途 | １　住宅　２　貸家　３　マンション　４　アパート(共同住宅）５　店舗　６　事務所　７　倉庫　８　工場９　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４ | 所 在 地(登記簿上の土地地番) | 秋田市 |
| ５ | 建物等の棟上げ予定（できる限り正確な日付）　　　　年　　月　　日 | 竣工予定年　　月　　日 |
| ６ | 添付書類（下記のほか、地積測量図の写し等の提出をお願いする場合があります。）・付近案内図（申請建物周辺の建物がわかる住宅地図等を添付）・建物配置図（縮尺をかえないこと） |

|  |  |
| --- | --- |
| 住所、居所、施設の場所の表示※この欄は記入しないでください。 | 秋田市　　　　　　　　　　　　　番　　　　号 |

住居表示についてのお問合せは以下の連絡先まで。

　　秋田市市民生活部生活総務課　　　　　　　 ＴＥＬ　018-888-5625（直通）

　　（市役所１階　柱番号１－１）　　　　　　　 ＦＡＸ　018-888-5623（直通）

**住居表示実施区域（申請が必要な区域）**

|  |
| --- |
| **①　全域で実施** |
|  　旭川、大住、大町、御野場、卸町、川元、旭南、旭北、港北、高陽、桜、桜台、 　山王、将軍野、千秋、手形山、中通、茨島、東通、保戸野、南通、向浜、横森、 　**御所野（堤台は一丁目のみ実施）**、南ケ丘、大住南 |
| **②　記載の町名の区域で実施** |
| 新 屋 | 新屋大川町、新屋扇町、新屋表町、新屋勝平町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋鳥木町、新屋比内町、新屋日吉町、新屋船場町、新屋松美町、新屋南浜町、新屋元町、新屋豊町、新屋割山町、新屋沖田町、新屋前野町、新屋高美町、新屋渋谷町、新屋田尻沢東町、新屋田尻沢中町、新屋田尻沢西町、新屋天秤野、新屋朝日町、新屋松美ガ丘東町、新屋松美ガ丘南町、新屋松美ガ丘北町、新屋勝平台、新屋下川原町、新屋北浜町 |
| 飯 島 |  飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島文京町、 飯島長野中町、飯島長野本町、飯島穀丁、飯島道東一丁目～三丁目、 飯島川端一丁目～三丁目、飯島鼠田一丁目～四丁目、 飯島飯田一丁目～二丁目、飯島西袋一丁目～三丁目、 飯島新町一丁目～三丁目、飯島長野上町 |
| 泉 |  泉東町、泉馬場、泉三嶽根、泉一ノ坪、泉釜ノ町、泉菅野一丁目～二丁目、 泉北一丁目～四丁目、泉中央一丁目～六丁目、泉南一丁目～三丁目 |
| 牛 島 |  牛島東一丁目～七丁目、牛島西一丁目～四丁目、牛島南一丁目～二丁目 |
| 川 尻 |  川尻上野町、川尻新川町、川尻総社町、川尻みよし町、川尻若葉町、 川尻大川町、川尻御休町 |
| 外旭川 |  外旭川八幡田一丁目～二丁目、外旭川八柳一丁目～三丁目 |
| 土崎港 | 土崎港中央一丁目～七丁目、土崎港東一丁目～四丁目、土崎港西一丁目～五丁目、　土崎港南一丁目～三丁目、土崎港北一丁目～七丁目 |
| 手 形 |  手形からみでん、手形学園町、手形休下町、手形新栄町、手形住吉町、 手形田中、手形山崎町 |
| 寺 内  |  寺内堂ノ沢一丁目～三丁目、寺内油田一丁目～三丁目、 寺内蛭根一丁目～三丁目、寺内高野、寺内児桜一丁目～三丁目、 寺内鵜ノ木、寺内大畑、寺内焼山、寺内後城、寺内大小路、寺内神屋敷 |
| 楢 山 |  楢山登町、楢山南中町、楢山本町、楢山佐竹町、楢山大元町、楢山城南町、 楢山太田町、楢山金照町、楢山共和町、楢山川口境、楢山愛宕下、 楢山石塚町、楢山城南新町 |
| 仁井田 |  仁井田福島一丁目～二丁目、仁井田二ツ屋一丁目～二丁目、仁井田緑町、 仁井田潟中町、仁井田蕗見町、仁井田栄町、仁井田小中島、 仁井田新田一丁目～三丁目、仁井田本町一丁目～六丁目 、 仁井田目長田一丁目～三丁目 |
| 八 橋  |  八橋イサノ一丁目～二丁目、八橋大畑一丁目～二丁目、八橋鯲沼町、 八橋大沼町、八橋田五郎一丁目～二丁目、八橋三和町、八橋新川向、八橋本町一丁目～六丁目、八橋運動公園、八橋南一丁目～二丁目、八橋大道東 |